

マルチプローブ共同利用実験課題に関する申合せ

〔平成26年8月4日〕
第61回物質構造科学研究所運営会議

改正 平成31年2月22日

改正 令和2年10月1日

改正 令和6年9月9日

(趣旨)

第1 高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所（以下、「物構研」という。）が所有する放射光実験施設、低速陽電子実験施設、中性子科学実験装置及びミュオン科学実験装置の4つのプローブのうち複数を用いて行う大学共同利用実験課題（以下、「マルチプローブ共同利用実験課題」という。）については、これに定めるところによる。

(課題の有効期間)

第2 マルチプローブ共同利用実験課題の有効期間は課題の種別に、エキスパートタイプは3年、スタンダードタイプは1年とする。

(課題の募集)

第3 マルチプローブ共同利用実験課題の募集は、量子ビーム連携研究センター（以下、「CIQuS」という。）が行う。

(審査の方法)

第4 マルチプローブ共同利用実験課題の審査は、課題の種別に以下のとおり実施する。

(1) エキスパートタイプ

当該課題に関係するプローブ（以下、「各プローブ」という。）を用いる共同利用実験課題の審査を所掌する審査委員会（以下、「関係 PAC」という。）からのメンバーを含む審査員5名以上によるヒアリングを経て、関係 PAC が採否と評点を決定する。

採択には全ての関係 PAC の承認が必要となる。

(2) スタンダードタイプ

各プローブでの匿名のレフェリー2～3名程度による書面審査を経て、関係 PAC で採否と評点を決定する。採否はプローブ単位で決定するものとする。

(審査の基準)

第5 審査の基準及び評点は、関係 PAC 毎に定める基準のほか、マルチプローブ実験として実施する意義を含めて審査するものとする。

(審査の結果)

第6 関係 PAC は、第4に定める審査を経て決定した審査結果を CIQuS に報告する。CIQuS は関係 PAC の審査結果を取りまとめ、センター長名で申請者に審査結果を通知するとともに、物構研運営会議に審査結果を報告する。

(採択課題の実施)

第7 採択されたマルチプローブ共同利用実験課題の実施に関することは、各プローブを所掌する研究系及び実験施設が他の共同利用実験採択課題実施と同様の責任を持つ。

(エキスパートタイプ課題の中間評価)

第8 採択されたマルチプローブ共同利用実験課題のうち、エキスパートタイプについては年1回、以下のとおり中間評価を実施する。

- (1) 各課題の実験責任者は、量子ビームサイエンスフェスタ又は当該課題に係る公開の研究集会等において、課題の進捗状況について発表を行う。
- (2) 評価者は、関係 PAC より各1名以上の推薦を受け、CIQuS が決定する。
- (3) 評価結果は関係 PAC における審議を経て CIQuS が取りまとめ、センター長名で課題代表者に審査結果を通知する。
- (4) 関係 PAC は、評価結果をビームタイム配分等に反映することができる。

(採択課題の終了)

第9 採択されたマルチプローブ共同利用実験課題は、実験終了後に最終報告を提出するものとする。

(その他)

第10 この申合せに定めるもののほか、マルチプローブ共同利用実験に関し必要な事項は、CIQuS が定める。

附 記

この申合せは、平成26年8月4日から実施する。

附 記 (平成31年2月22日)

この申合せは、平成31年2月22日から実施する。

附 記 (令和2年10月1日)

1 この申合せは、令和2年10月8日から実施する。

2 「マルチプローブ共同利用実験課題の中間評価の実施について (平成31年2月22日 第107回物質構造科学研究所運営会議)」は、廃止する。

附 記 (令和6年9月9日)

この申合せは、令和6年10月1日から実施する。